

# 雇用契約書

株式会社●●●（以下「甲」という）と、●●●（以下「乙」という）とは、以下のとおり雇用契約を締結する。

## 第1条（契約）

甲は、本契約に定める労働条件で乙を正社員として雇用し、乙は正社員として甲の指揮に従い誠実に労働することを約し、甲は乙のこの労働対価として賃金を支払うことを約した。

## 第2条（雇用期間）

- 令和○年○月○日から令和○年○月○日までの3か月間を試用期間とする。
- 試用期間経過後は、その翌日付から、正社員として採用をする。
- 試用期間中の健康、勤務成績、能力等を評価して、社員として適当でないと認めるときは、乙を正社員として本採用しないことがある。
- 定年は満65歳とし、65歳に達する月の末日をもって退職とする。但し、乙が引き続き勤務をすることを希望する場合は、70歳に達する月の末日まで再雇用する。この場合は、賃金、雇用期間、その他の労働条件について甲乙の協議により定める。

## 第3条（就業場所）

●●●（株式会社●●●本社）

ただし、甲は、北海道、大阪、福岡、その他現在の本支店所在地に限らず新設支店への転勤を命じる場合があり、乙はこれに従わなければならない。

## 第4条（就業時刻および休憩時間）

- 乙の始業時間および休憩は以下のとおりとする。ただし、甲は必要があるときには、乙に対し所定時間外労働を命じることができる。

始業	8時30分
就業	17時30分
休憩	12時00分から13時00分まで
- 乙は始業および終業時にタイムカードを自ら打刻し、始業及び終業の時刻を記録しなければならない。

## 第5条（遅刻、早退、欠勤等）

- 1 乙は遅刻、早退若しくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用で就業場所から外出する際は、事前に甲に対し申し出るとともに、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に申し出ることができなかった場合は、事後にすみやかに届出をし、承認を得なければならない。
- 2 前項による不就業分に対応する賃金は、原則として支給しない。

## 第6条（休日および休暇）

- 1 休日は次のとおりとする。ただし、業務上その他の都合により、甲は必要がある場合には、乙の休日について1週間以内の他の日と振り替えることがある。その場合には、前日までに振替による休日を指定して通知する。
  - ① 土曜日
  - ② 日曜日
  - ③ 国民の祝日
  - ④ その他会社が指定した日（定期休日）
- 2 休暇については就業規則第○条に定めるところによる。

## 第7条（年次有給休暇）

甲は、労働基準法に定める日数の年次有給休暇を与えるものとする。

## 第8条（賃金）

- 1 甲は乙に毎月基本給●●万円および就業規則に定める通勤手当を支給する。基本給のうち、●円が定額時間外労働手当（●時間相当分）である。
- 2 1ヶ月の残業代及び時間外割増賃金の総額が第1項記載の定額時間外労働手当を超えた場合にはその超過額を別途支給する。その他、労働基準法に基づき、深夜割増賃金、休日割増賃金を支給する。
- 3 賃金の改定は毎年●月に会社業績と従業員各人の勤務成績を査定して決定し、翌月から支給する。ただし、会社の業績によって改定月を変更又は改定を見送ることもある。なお、この改定には昇格昇給の場合と降格降給の場合も含む。
- 4 賞与の支給は毎年●月と●月であり、会社業績と従業員個人への評価によって会社が支払の有無、および支給額を決める。
- 5 退職金については、退職金規程の定めるところによる。

## 第9条（遵守事項）

乙は、以下の事項を守らなければならない。

- (1) 常に品位を保ち、甲の名誉を害したり、信用を傷つけたりするような行為は行わないこと
- (2) 業務上の秘密事項又は職務上知り得た個人情報を他に漏洩しないこと
- (3) 甲の指示に従い、職責の遂行に努めること
- (4) 甲の所有に属する一切の金品、有価物等を私用に供さないこと
- (5) 暴行、脅迫、傷害、監禁、賭博、窃盗、器物の損壊等の不法行為又は喧嘩、流言、落書その他職場の風紀秩序を乱し、あるいは他人の業務を妨害するような行為をしないこと
- (6) 自己の職務上の権限を越える越権行為を行わないこと
- (7) 甲の業務に関連する法令等に違反し、あるいは違反する行為を要求し、依頼し、あるいは唆す等事業に重大な影響を及ぼす行為をしないこと
- (8) 本契約、社内諸規定、通達、通知事項を守り、これらに違反するような行為をしないこと

#### 第10条（退職および解雇に関する事項）

退職および解雇に関する事項、手続きについては、就業規則第○条ないし第○条に定めるところによる。

#### 第11条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第12条（協議事項）

本契約に定めのない事由が生じたとき、又は本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ円満にこれを解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙